

医療と介護・福祉への十分な感染症対策を求める意見書（案）

日本病院会など3団体の調査によれば、新型コロナ感染症患者を受け入れた病院は、4月は平均1億円の赤字です。大学病院の調査でも、全国80病院で年間5000億円もの赤字となることが報告されています。直接新型コロナ感染症患者に対応していない病院・診療所でも、大規模な受診抑制により経営危機が深刻化しています。茨城保険医協会の調査では、91.5%の医科・歯科で収入減を訴え（4月）、そのうち29.2%が5割以上の減収です。病院・診療所が経営難によって、閉院・閉所となる「医療崩壊」は、絶対に起こしてはなりません。

新型コロナ感染症患者を受け入れていない医療機関では、経営危機に対する財政支援はまったくありません。地域の診療所が倒産・閉鎖が相次ぐようなことがあれば、国民の命と健康は守れません。新型コロナ感染症に対応する医療機関と、受け入れていない医療機関は、共に役割分担を行ない日本の医療を支えており、その全体の経営を守るための財政支援を行うことを強く求めます。

（1）医療と介護・福祉の現場で、次の対策が十分に行えるよう国の財政支援を強化すること。

1. 新型コロナ感染症患者を受け入れる病院の減収・負担増に対する補償、病床の確保や宿泊療養施設の借り上げを行う。
2. 地域の通常の医療を担う診療所・病院への減収を補填する。
3. 歯科診療所や、眼科、耳鼻科などの専門診療科が地域で医療を継続できるようにする。
4. 医療従事者への危険手当支給をはじめ、処遇を改善する。マスクなどの医療用防護具や医療用材料を国の責任で確保する。
5. ワクチンと治療薬の研究開発に力をそそぐ。

（2）介護事業所・障害者福祉事業所などの減収を補償すること。新型コロナ感染症による減収は介護基盤を崩壊させかねない。関係者は強く財政支援を求めており、これに応えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議長 森田 悦男

（提出先）

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

衆議院議長

参議院議長